

みやぎの消費生活情報

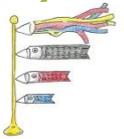
Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆お買い物は慎重に！
- ◆大手企業をかたる買え買え詐欺に気をつけてください
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ

5 March
月号

第50号



5月は「消費者月間」です

消費者月間とは

消費者保護基本法（消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行されたことにちなんで、毎年5月が「消費者月間」と定められました。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、各地で消費者問題に関する啓発や教育等が集中的に行われます。宮城県においては、県庁のロビーにて、パネル展（5/12～23）を開催します。

つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～

近年、高齢者の消費者被害の相談件数が、高齢者の人口の伸び以上に増加しています。また、これまで被害に遭った高齢者が再び狙われて被害に遭う「二次被害」も、増加傾向にあります。一方、消費者被害への対応についても、被害に遭った高齢者本人が相談に行かない傾向もあるなど、訪問支援等による積極的な見守り対策やサポートを講じることが求められています。



このような現状を踏まえ、平成26年度消費者月間では、消費者の不安を払拭し、安全・安心を確保するため、全国で多様な主体による取組が展開されることを目指し、上記テーマが掲げられました。

お買い物は慎重に！

皆さんはネットショップやテレビショッピングなどの通信販売を利用したことはありますか？自宅にいながら気軽にショッピングが楽しめ、大変便利ですが、一方、消費生活センターには多くの相談が年齢を問わず寄せられています。下記の事例やチェックポイントをよく読み、楽しく利用しましょう。

事例 1

インターネット通販でブランド品の財布が通常価格よりかなり格安で売られていたので注文し、その後届いた受付完了メールで指定された口座に代金を振り込んだ。しかし、商品がなかなか届かないので、メールで問い合わせたが返信がない。改めてサイトを確認したが住所や電話番号の記載がなく、これ以上連絡をとることができない。

事例 2

通販カタログで下着を電話注文したが、後日他社のカタログでもっと良いデザインの下着を見つけたので、最初に注文した業者にキャンセルを申し出たが断られた。クーリング・オフできないだろうか？



通信販売は、商品を直接確かめられなかったり、相手の顔が見えなかったりするためトラブルになることがあります。また、**クーリング・オフ制度がないため、購入前に返品条件をよく確認し、しっかりとした通販業者かどうか判断することが重要です。**一旦お金を支払ってしまうと、取り戻すことは大変困難です。トラブルに巻き込まれないために、購入前に以下のポイントをチェックしましょう。1つでも当てはまる場合は要注意！

購入前のチェックポイント

- 本当に必要な商品ですか？
- 正確な運営情報（運営者名・住所・電話番号）が記載されていますか？
※特に連絡手段が電子メールしかないウェブサイトは危険です。
- 正規販売店の販売価格より極端に値引きされていませんか？
- 日本語の表現が、機械翻訳のような不自然な表記ではありませんか？
- 支払方法が前払いだけでなく、クレジット払いや着払いもできますか？
- 返品条件や規約を確認し、納得しましたか？



大手企業をかたる買え買え詐欺にご用心！

ある日、大手企業から「桃色の封筒が届いていませんか？」と電話がきた。話を聞くと、その封筒が届いた人にしか買えない株があり、その権利を売ってほしいと言う。興味が無いので断ったが、後日本当に封筒が届いた。どうしたらいいだろうか？



ひとことアドバイス

- 実在する大手企業の名前をかたり、株や社債等を代理購入させようとする手口に関する相談が寄せられています。
- 大手企業の名前を出すことにより消費者を信用させようとするますが、名前が使われた企業が社債等の勧誘を個人向けに行っているという事実はほとんどありません。
- いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。うまい話には耳を貸さず、きっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。

宮城県消費生活センターからのお知らせ

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下記のとおりです。また、5月24日（土）と25日（日）は、県庁舎の電気設備定期点検に伴いお休みとなりますので、ご了承ください。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
(27)	28	29	30			
5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
(4)	5	6	7	8	9	(10)
(11)	12	13	14	15	16	(17)
(18)	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	(31)

＜相談受付時間＞

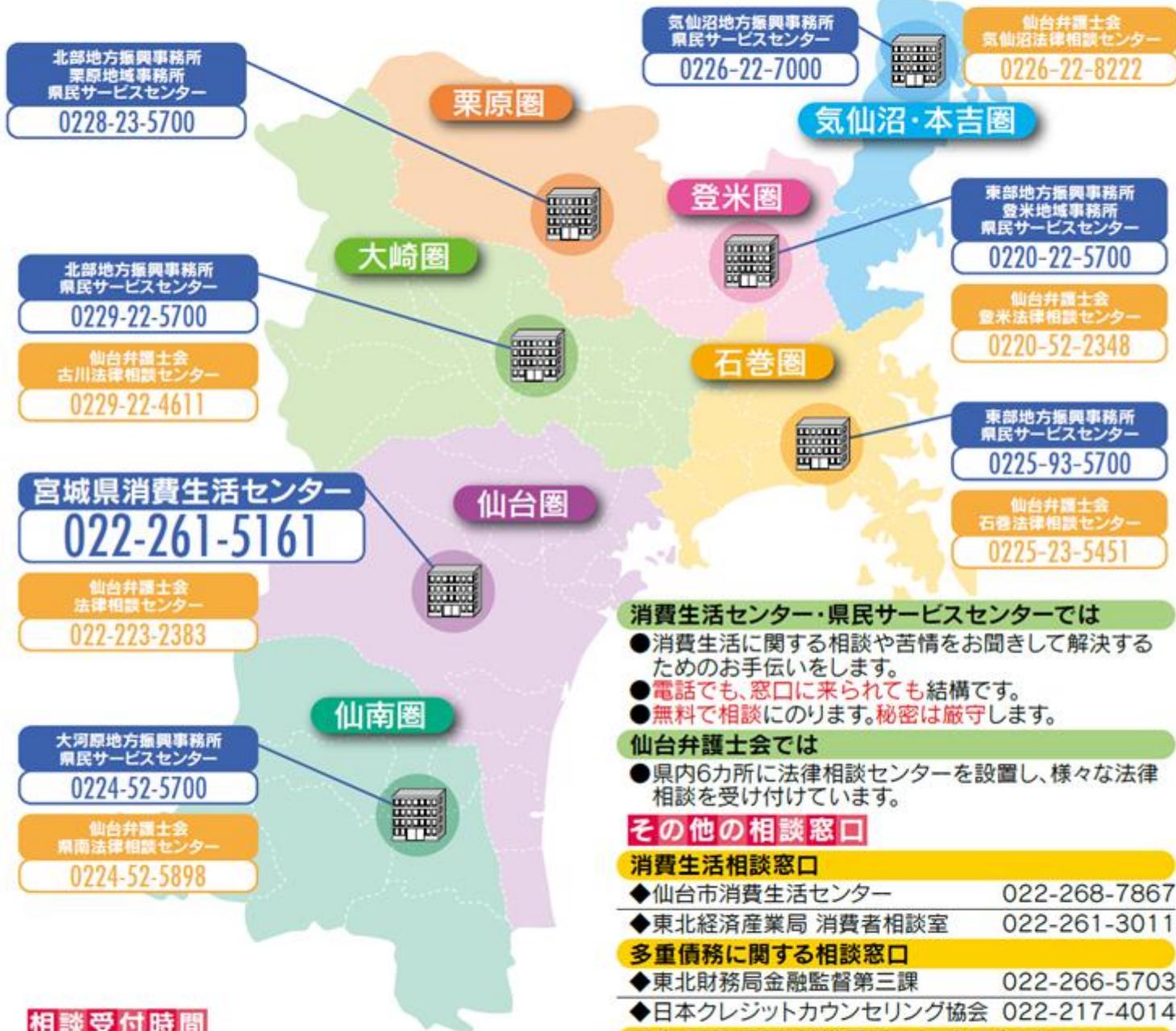
- ・しるしのない日
午前9時～午後5時
- ・○で囲われた日
午前9時～午後4時
- ・×の日はお休みです



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00

※祝日・年末年始はお休みです。

- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00

※土・日・祝日・年末年始はお休みです。



発行/宮城県消費生活センター

